

男女共同参画の現状から見えてくる課題

働く場

雇用機会や待遇などの面で、依然として男女間の格差が存在するとともに、男女とも仕事と家庭を両立し、安心して子どもを育て、働き続けることが難しい状況も見受けられます。
そのため、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しなどが必要です。

社会参画

女性は政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っていますが、政策・方針決定過程への女性の参画には多くの課題があります。今後も引き続き、様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程へ男女が共に参画できるような環境を整備することが必要です。

意識

女性の66.6%が社会全体において「男性優遇」と感じています。男女共同参画社会づくりを進めていくため、今後も、広報・啓発を継続的かつ着実に行うことが必要です。また、女性だけでなく、男性や若い世代の理解を深める広報・啓発を行うことが必要です。

家庭

男性の家事や育児、介護等にかかわる時間が少なく、依然として女性が主に家事や育児、介護等を負担しているという実態があります。そのため、特に男性を対象とした学習機会の提供を行うことが必要です。

女性に対する暴力

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などは男性の被害も見受けられるものの、被害者は主に女性であり、女性の人権を著しく侵害しています。そのため、これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談体制の充実を図ることが必要です。

広島県男女共同参画基本計画（第3次）

《計画の位置付け》

「広島県男女共同参画推進条例」、
「男女共同参画社会基本法」に基づく計画です。

《基本的な視点》

男女共同参画社会を実現するための

- ① 「しっかりとした環境を創る」……「環境づくり」
- ② 「実践する人を創る」……「人づくり」
- ③ 「私たちが安心して暮らすことができる社会を創る」……「安心づくり」

という三つの視点から施策を展開します。

《重点的に取り組む項目》

- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、経済社会の活性化のためには、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や、「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」に取り組めます。
- 様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」に積極的に取り組めます。

《推進体制》

- 各部署が連携を密にし、計画を着実に推進します。
- 計画の推進状況を把握するため、施策に関連する「目標値」を設定します。

「総括目標」男女共同参画社会の実現に向けた推進状況を把握するのに最も適当な指標として定めたもの
「個別目標」施策目標に関連する指標の目標値を定めたもの
「参考とする指標」施策の推進状況を多面的に検証するため定めたもの

- 男女共同参画社会の実現に向け、県民と事業者の理解と協力のもとに、市町と連携し、施策の推進を図ります。

《推進期間》

この計画の具体的施策の推進期間は、
国の第3次男女共同参画基本計画との整合性を図り、
平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までとします。

男女共同参画の視点で見る

3分で読める!

広島県のデータ

平成25(2013)年度版 広島県の男女共同参画に関する年次報告ダイジェスト

～県がめざす男女共同参画社会～

総括目標

「社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合」

平成20(2008)年度	平成27(2015)年度
女性……………7.3%	現況値からの増加
男性……………19.1%	

※20年度の数値は、県政世論調査

職場では

- 女性の登用、職域の拡大が進むなど、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮できる環境が整備されています。
- 家庭や地域社会での生活を大切にしながら、だれもが安心して働き続けることができる環境が整備されています。

学校では

- 一人ひとりの個性を尊重し、豊かな心を育む教育が行われています。

家庭では

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家事や子育て、家庭教育や介護などを行っています。

地域社会では

- 地域社会全体で子育てや介護を支援できる体制が整備されるなど、だれもが自立し安心して暮らすことができるまちづくりが推進されています。
- 様々な分野における政策、方針の立案及び決定過程に男女が共に積極的に参画しています。
- 男女共同参画に関する様々な学習の機会が確保されています。

男女共同参画社会とは

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことのできる社会です。

～広島県男女共同参画推進条例 前文より～

お問い合わせ

広島県環境県民局人権男女共同参画課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話 082-513-2746(ダイヤルイン)

電子メール kanjidanjp@pref.hiroshima.lg.jp 広島県ホームページ(人権男女共同参画課) <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/>

広島県
人権男女共同参画課

広島県の現状

環境づくり

しっかりとした環境を創る

1

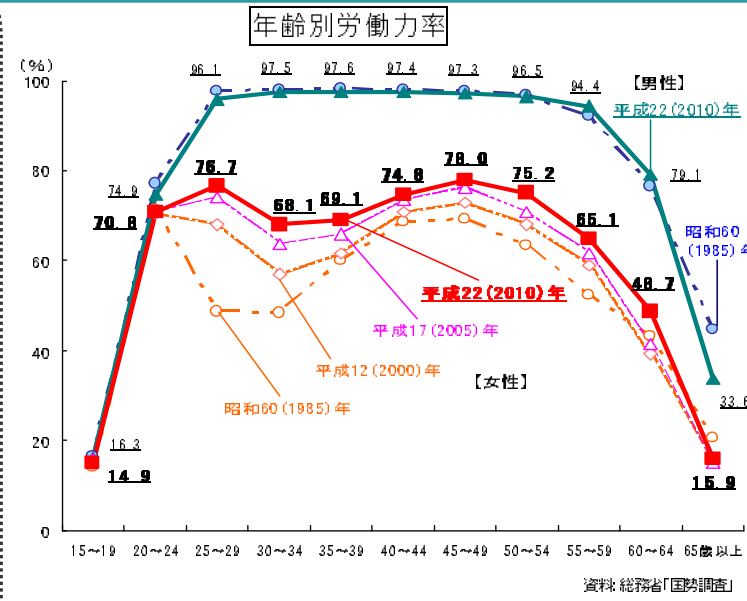
働く場における
男女共同参画の推進

2

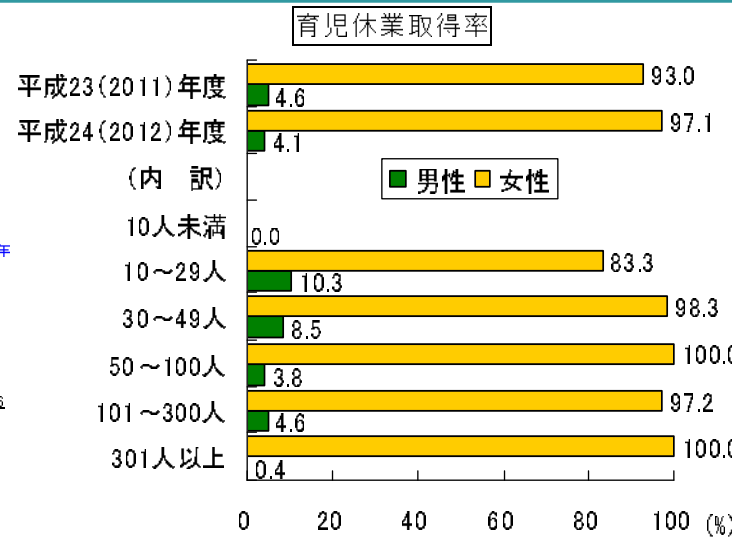
地域社会活動における
男女共同参画の推進

3

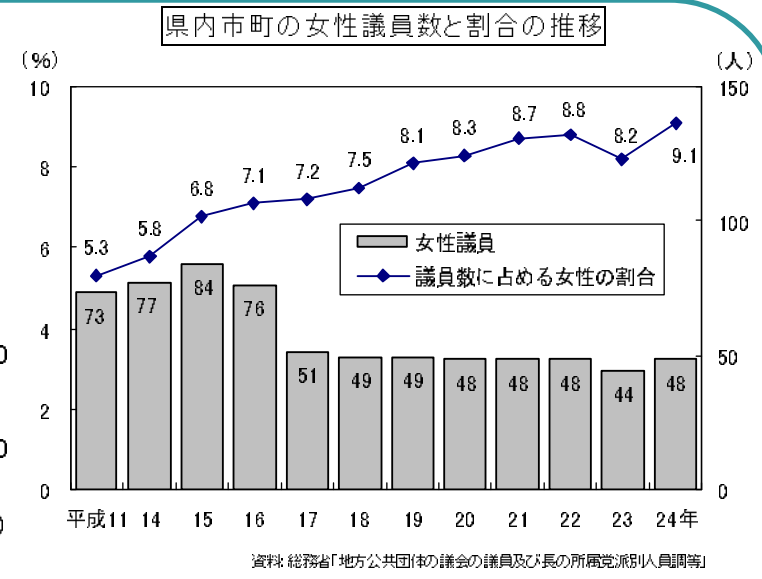
男女共同参画の推進
に向けた体制の整備



女性の労働力率は、30歳代を谷とするM字カーブを描いています。



育児休業取得率は、女性従業員97.1%、男性従業員41%となっています。



平成24年12月31日現在の県内市町の女性議員数は48人、全議員に占める割合は9.1%となっています。

人づくり

実践する人を創る

1

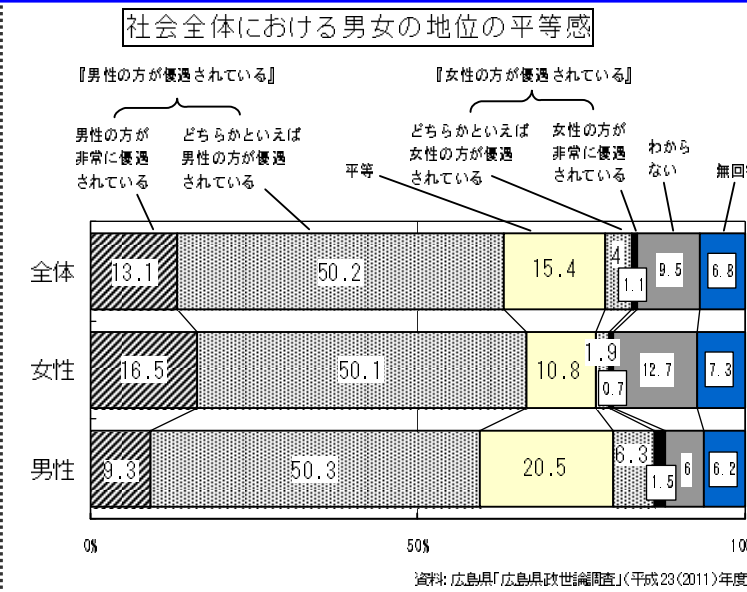
男女共同参画の推進に
向けた広報・啓発の充実

2

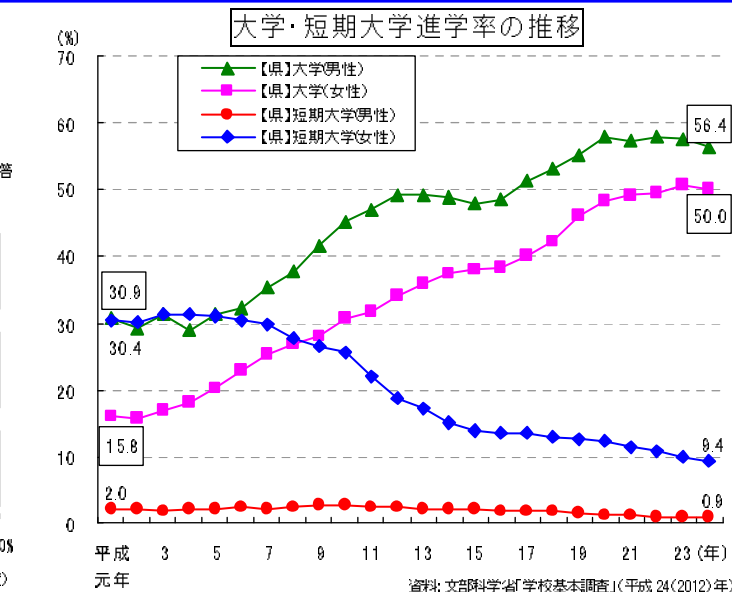
男女共同参画を推進する
教育と学習機会の充実

3

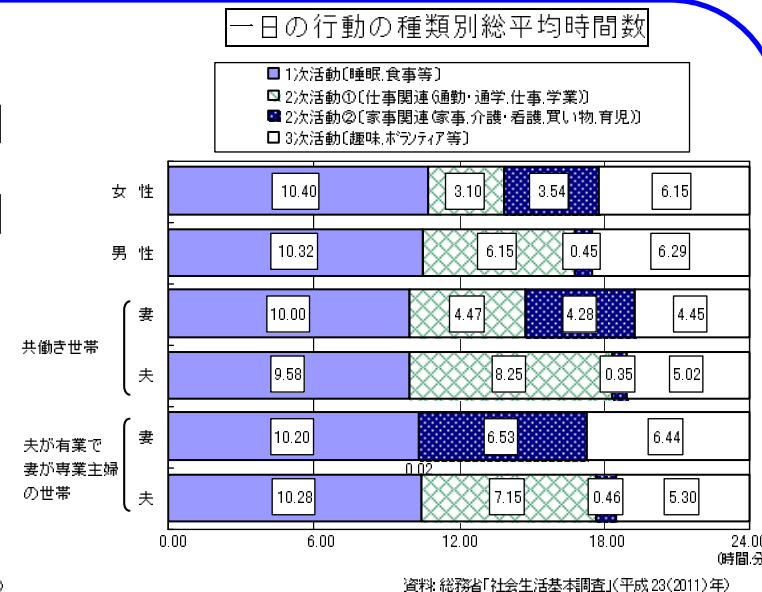
家庭における
男女共同参画の推進



平等であると回答した割合は、女性108%、男性205%となっています。



高等学校卒業後の大学への進学率は、男女間の差が狭まりつつあります。



2次活動の時間の使い方は男女間に大きな違いが現れています。

安心づくり

私たちが安心して暮らすことができる社会を創る

1

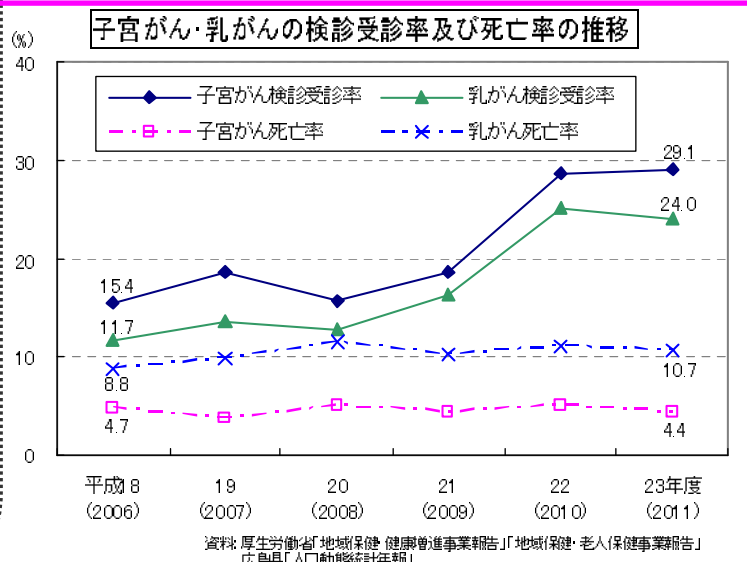
生涯を通じた
健康と自立の支援

2

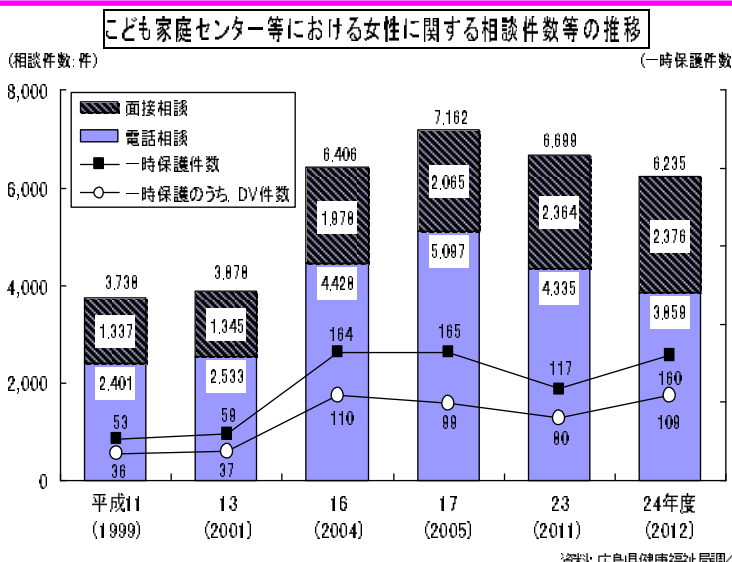
女性に対するあらゆる暴力
の根絶に向けた取組の推進

3

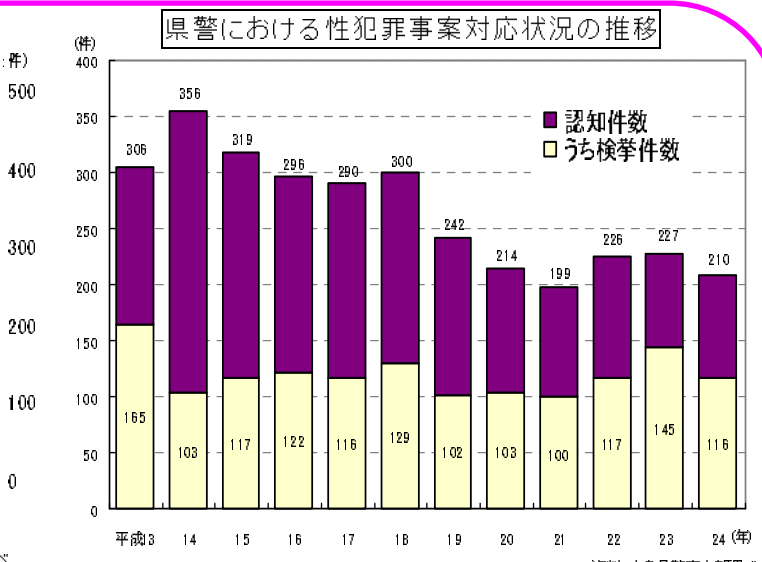
男女共同参画の視点に
立った国際活動の推進



検診受診率は、子宮がん29.1%、乳がん24.0%となっています。死亡率は、子宮がん・乳がんともに顕著の傾向にあります。



平成24年度の相談件数等は6235件となっています。また、一時保護件数は187件で、うちDVに関するものは133件となっています。



性犯罪の認知件数は平成24(2012)年で210件となっています。そのうち検挙件数は116件となっており、全体の55%となっています。